字荒谷　六二四番
六三一番一及び六三一番二
六三四番
六三九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県曽於市大隅町荒谷
字荒谷　六一二番一　一号
六二四番　二号
字梅ヶ渡　五八二番一　三号
五八四番三　四号
八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下組の小川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鹿児島県曽於市末吉町岩崎
字坂口　二〇七七番一及び二〇七七番二
二〇七八番二
二〇八〇番
二〇八〇番一
二〇八二番二及び二〇八二番三
字上平　二二二六番四から二二二六番六まで
二二二七番一
二二二八番及び二二二九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県曽於市末吉町岩崎
字坂口　二〇八一番　一号
二〇八二番三　二号
字上平　二二二六番四　三号
二二二六番二　四号及び五号
九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代第2小川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鹿児島県熊毛郡南種子町西之
字唐竹山　四一〇番一から四一〇番三まで
四一〇番五から四一〇番七まで
四一一番及び四一二番
四二〇番
四二三番及び四二四番
四二六番
字小渡瀬　四七三番
四七四番二
四七五番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県熊毛郡南種子町西之
字小渡瀬　四七一番　一号
四七四番一　二号
四七九番　三号
四七八番一　四号
字唐竹山　四一二番　五号
四一〇番五　六号
四三〇番　七号

○海上保安庁告示第二百二十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
㈠　北緯三一度一〇分、北緯三二度一〇分、東経一三九度三〇分、東経一四〇度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）
㈡　北緯二七度一二分東経一二七度三〇分、北緯二七度一二分東経一二六度五〇分、北緯二八度四〇分東経一二八度一〇分、北緯二八度四〇分東経一二七度三〇分、北緯二七度四〇分東経一二六度五〇分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十一年八月三日から平成二十一年八月十七日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第二十七号（平成二十一年七月十七日発行）、十一管区水路通報第二十八号（平成二十一年七月十七日発行）

人事異動

内閣

（環境省大臣官房付）環境事務官　米谷　仁
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に昇任させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　白石　重明
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（環境省地球環境局環境保全対策課長）環境事務官　瀬川　俊郎
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房行政支出総点検会議担当室参事官）
内閣官房行政支出総点検会議担当室参事官を兼ねて命ずる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　豊國　浩治
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（環境省地球環境局環境保全対策課長）環境事務官　田中　聡志
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（法務省東京地方検察庁検事）検事　西山　卓爾
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（警察庁警備局付）警視長　小島　裕史
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（法務省東京地方検察庁検事）検事　鎌形　浩史
環境省に出向させる（以上七月十五日）
（警察庁警備局付）警視長　河合　信之
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上七月十七日）
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　田村　秀夫
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　塚原　浩一
国土交通省に出向させる（以上七月十八日）
（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課燃料政策企画室長）
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
経済産業事務官　加藤　庸之
（同）経済産業技官　安居　徹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる
（外務省北米局北米第一課長）
外務事務官　山野内勘二
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を免ずる
（以上七月二十日）
（外務省北米局北米第一課長）
外務事務官　山野内勘二
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（外務省経済局経済安全保障課長）同
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を免ずる
（外務省中東アフリカ局中東第二課長）同　髙橋　克彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房イラク復興支援推進室参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山本　条太
外務省に出向させる（以上七月二十一日）

行政改革推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　白石　重明
行政改革推進本部事務局参事官に併任する
（同）同　豊國　浩治
行政改革推進本部事務局参事官の併任を解除する
（以上七月十五日）